

大和都市計画生産緑地地区の変更（橿原市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 5 9 . 0 5 ha	地区数 3 5 0

理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を行ったところであるが、生産緑地法上、生産緑地地区内において行為制限が解除に至っているものおよび、公共施設等の敷地の用に供されるものについて、所要の変更を行うものである。